

日 銀 業 第 6 0 号  
2 0 2 0 年 2 月 1 2 日

外国為替円決済制度関係事務についての  
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（外国為替円決済制度関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムの利用先（以下「利用先」といいます。）の事務効率化の観点から、当日処理終了（当日の当座勘定残高または国債残高を確定させる処理をいいます。）を行うことを利用先の任意とすることとしました。

これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2020年2月17日から実施することとしましたので、通知します。

なお、コアタイム（当座勘定取引、外国為替円決済制度関係事務および国債振替決済関係事務の区分毎に定められたすべての利用先が日本銀行金融ネットワークシステムを利用する時間帯をいいます。）終了時刻までは、引続きそれぞれの区分に応じた利用業務を行うことができる事務処理体制を確保して頂きますようお願いいたします。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（外国為替円決済制度関係事務）」中一部改正

- 第1編 I. 2. (7) を横線のとおり改める。

(7) 当日処理終了および当日処理終了取消

イ、当日処理終了

加盟銀行は、午後3時（コアタイム終了時刻）以後、午後9時より前に当日の当座勘定残高を異動させる外国為替円決済制度関係事務にかかる業務処理区分の電文の送受信を全て終了する場合には、~~その終了後~~遅滞なく、所定の端末操作手順（業務処理区分コード：071201）に従い、当日処理終了を行ってください<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>行うことができます（当日処理終了および入力画面の具体的な様式については、利用細則（共通事務）の該当箇所の記載を参照してください。）。

略（不変）

~~（注1）外為円決済母店の目銀ネット主管店が日本銀行本店である加盟銀行は、午後9時まで当日の当座勘定残高を異動させる外国為替円決済制度関係事務にかかる業務処理区分の電文の送受信を行う場合には、当日処理終了を行う必要はありません。~~

~~（注2）外為円決済母店の目銀ネット主管店が日本銀行支店である加盟銀行は、当日処理終了を午後5時15分（延長日においては午後6時15分）までに行ってください。~~

加盟銀行は、当日処理終了を行った場合には、当該日における次表に掲げる業務処理区分の電文を送信することができなくなります（当該電文の送信を行った場合には、エラーとなります。）。また、他の加盟銀行が、当日処理終了を行った加盟銀行を被仕向銀行とする次表に掲げる業務処理区分の電文を送信することもできなくなります（当該電文の送信を行った場合にも、エラーとなります。）。

《 外国為替円決済制度関係事務における当日処理終了の対象の業務処理区分 》<sup>(注)</sup>

利用業務	業務処理区分名	業務処理区分コード
外国為替円決済制度関係事務	略（不変）	

(注) 略（不変）

ロ、当日処理終了取消

イ、により当日処理終了を行った加盟銀行は、午後9時までの間<sup>(註)</sup>、  
 所定の端末操作手順（業務処理区分コード：071201）に従い、当日処理  
 終了取消を行うことができます（当日処理終了取消および入力画面の具  
 体的な様式については、利用細則（共通事務）の該当箇所の記載を参照  
 してください。）。

略（不変）

~~（注）外為円決済母店の日銀ネット主管店が日本銀行支店である加盟銀  
 行の場合には、午後5時（延長日においては午後6時）までとなり  
 ます。~~

加盟銀行は、当日処理終了取消を行った場合には、当該日におけるイ、  
 の表に掲げた業務処理区分の電文を送信することが可能となります。ま  
 た、他の加盟銀行が、当日処理終了取消を行った加盟銀行を被仕向銀行  
 とするイ、の表に掲げた業務処理区分の電文を送信することも可能とな  
 ります。

加盟銀行は、当日処理終了取消を行った後、当座勘定残高を異動させ  
 る外国為替円決済制度関係事務にかかる業務処理区分の電文の送信が  
 全て終了した場合には、イ、により再度当日処理終了を行ってくださ  
い行うこともできます。